

広島県告示第五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第二項の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にした。

平成二十九年二月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

山県郡安芸太田町大字柴木字向イ山一〇八七の九（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存

三 解除の理由

国定公園事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産局森林保全課及び安芸太田町役場に備えて置いて縦覧に供する。）